

男女共同参画社会って何だろう!?



6月号では、男女共同参画プランの策定にあたっての基本的な考え方や、プランの策定・推進体制などをお知らせしました。
今回は、男女共同参画プラン策定の趣旨やその背景をご説明します。

男女共同参画社会とは?

「男女共同参画社会」とは、女性と男性があらゆる分野で対等な人格を持つことを認め合うとともに、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会です。男女共同参画社会を実現するためには、社会全体が「女らしさ」「男らしさ」ととらわれず、一人ひとりの個性を受け入れていく必要があります。

男女共同参画社会基本法の施行と現状

「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を目指す法律で、平成11年6月23日に公布・施行されました。しかし、7年が経過した現在でも、ドメスティックバイオレンス*などの暴力の問題、離婚および労働における問題、性別による役割分担意識などは依然として残っており、大きな課題となっています。

下野市男女共同参画プランについて

「下野市男女共同参画プラン」は、男女の自立と男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の指針となるもので、今年度から来年度にかけて策定します。プランの策定にあたっては、人権問題としての女性問題の解決、ジェンダーに敏感な視点などの様々な視点から進めていきます。

男女共同参画に関する課題は、家庭・職場・地域などの様々な場に潜んでいるため、解決するためには行政と市民の皆さんが一緒になり、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

*ドメスティックバイオレンス

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されています。

男女共同参画推進委員会の委員を公募します!

会議の内容

下野市男女共同参画プランの策定および男女共同参画に関する施策の推進に関して、市民の皆さまから広く意見や提言をいただきます。

委員会の構成

公募委員と学識経験者を予定しています。
(計20名以内)

任期 委嘱の日から2年

会議開催回数 年4~5回(予定)

報酬 日額8,000円(但し、会長は9,000円)

応募資格

下野市内に居住する20歳以上の方

下野市で設置する他の審議会等の委員でないこと。

男女共同参画について関心をお持ちの方で、開催される会議に出席できること。

下野市議会議員及び下野市職員でないこと。

募集人数 6名(男性3名、女性3名)

応募方法

企画財政課窓口(国分寺庁舎2階)で配付している応募用紙、もしくは市ホームページから応募用紙を取得していただき、必要事項を記入の上、郵送・FAX・電子メールまたは、直接提出してください。

なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

募集期間

9月11日(月)~29日(金)午後5時まで(必着)
(但し、郵送による場合は当日消印有効。企画財政課窓口受付は、土日を除く午前8時30分から午後5時まで。)

選考結果等

書類審査を行い、10月末日を目途として、応募者全員に通知します。

応募・問い合わせ先

総務企画部 企画財政課 企画係

〒329-0492 下野市小金井1127 40-5552 FAX 40-5572

E-Mail : kikakuzaisei@city.shimotsuke.lg.jp

下野市男女共同参画プラン策定に係る市民アンケートの実施について

下野市では、男女共同参画プランの策定にあたり、市民の皆さんのご意見を幅広く取り入れるため、市民アンケートを実施します(平成19年1月頃予定)。皆さんのご協力をお願いします。

詳細については、後日改めてお知らせします。